

はじめに

2002年11月から、2003年12月の研究発表会までのおよそ1年間にわたり、「公貸権グループ」は「公貸権と大学図書館」をテーマに研究を行なった。グループとしての活動は、パブリックサービス研究分科会（以下「分科会」と表記する）の月例会開催日と夏合宿にほぼ限られたことから、十分な内容とはいえないが、分科会を通じて研究テーマに出会い、研究発表の場まで与えられたことは大いに意義があったと思う。

公貸権をテーマとした理由

公貸権を研究テーマとするきっかけは、2003年9月の分科会合宿において、慶応義塾大学三田メディアセンター事務長であり、分科会の世話人でもある加藤好郎氏による「著作権最新動向」の講義で公貸権の話題が取り上げられたことである。それまでは公貸権という言葉自体なじみの薄い、あるいは未知の話題であった。一方、後述するように「公共図書館によるベストセラーの大量複本の問題」が作家・出版社側から激しい批判を浴びていることは、公共図書館の利用者として関心を持ってはいたが、そのことと公貸権という言葉とを結びつけるほどの知識を有してはいなかった。ましてや大学図書館と公貸権について考える機会など、この分科会に参加していなければなかったことと思われる。

公貸権をテーマの1つとして取り上げることに不安もあった。公貸権の問題は、2003年3月に国公私立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会から出された「大学図書館における著作権問題Q&A（第2版）」にはとりあげられてはいるものの、むしろ同じく国公私立大学図書館協力委員会から出された「大学図書館における文献複写に関する実務要項」にとりあげられている複写の問題など、大学図書館員としてより身近な問題に取り組むべきではないかとの考えもあった。しかし、新しいテーマに手探りしながら取り組む姿勢を持ち、時代の動向を先取りすることも必要ではないか、また、広義において著作権を勉強することにもつながり意義がある、などの考えにより5名のメンバーで取り組むこととなった。

研究の経緯

当初は、公貸権の定義、歴史、先行する海外の諸事例を収集、概観を掴み、そこから次の手がかりを探り発展させてはどうかという、非常に雑駁な考えで研究を進めることとなった。海外の諸事例は国別で分担し、その他全般的に各自、資料を集めていくこととした。ドイツ大使館や、後述するいくつかの海外の公貸権管理団体に、英文により内容照会を行なう一方、日本人の研究者による公貸権導入国の実施内容をまとめ表形式で簡易にまとめた資料（註1）に大いに助けられ、ある程度、海外の状況を把握することが出来た。

文献や雑誌記事については、『図書館雑誌』『図書館界』等の図書館専門雑誌に掲載された論文、記事の参考文献を辿りつつ、新しい資料を搜した。記事を読み進めるうえで、著作権法等の基礎知識が必要とされる場合が多く、図書館員として、重要な著作権法を正確に把握しておくべきことを痛感させられた。

インターネットでは、文化庁や日本文藝家協会、イギリス、ドイツ、カナダなどの公貸権管理団体のサイトを参照した。その他、千葉大学教授・国公私立大学図書館協力委員会委員の土屋俊氏のサイトから、国公私立大学図書館協力委員会シンポジウム「大学図書館と著作権」（2002.10.11）の発表資料も参照させていただいた。（註2）その時点では、それら以外には、個人レベルのサイトで、ある程度の内容を伴ったものを見つけるに至らなかった。

また、公貸権をとりあげたシンポジウムや講演会には極力参加するようにした。（註3）公貸権、貸与権の導入あるいは何らかの損失補償を求める三田誠広氏、猪瀬直樹氏、大沢在昌氏らの著名作家や出版社、その批判を受ける公共図書館、日本図書館協会、あるいは比較的ニュートラルの立場にある慶応義塾大学教授系賀雅児氏ら様々な立場の生の声を聞き、あらためて身近でホットな問題であることを認識した。

こうした資料や情報がある程度集まった段階で、これらを時系列に一覧表にまとめ、議論の流れを確認するために活用した。（別表1）

次の段階で何を研究の骨子にするかが問題となった。やはり大学図書館との関わりはは

ずせないが、これまで集めた論文や雑誌記事では、そのことに触れた内容はなく、公共図書館で問題となっていることは、大学図書館ではどうなのか、大学図書館の蔵書構成は、公貸権の観点から問題はないのか、大学図書館員にとってこの問題はどうか捉えられているのか、などの情報を集めるため、アンケートを実施することにした。

最初は、国公立大学図書館の多数を対象とした大規模なアンケートを企画したが、研究分科会のアンケート実施要綱を踏まえた正式なものを実施するには時間的余裕がないことがわかり、分科会の参加者に協力を仰ぐことにした。2003年7月中旬にアンケートを回収し、結果を分析して、9月の合宿ではそれを元に検討を重ねた。10月からは12月の研究発表会に向けて原稿作成等を行い、補足をしながら論文用にまとめここに至った。

公貸権とは（定義）

「公貸権」とは、EU諸国を中心に普及している「Public Lending Right」のことで、「公共貸与権」「公的貸与権」などと訳されている。これを略して「公貸権」と呼称されている。＜図書館の貸出により本来売れるはずの本が売れないという前提をもとに、それへの補償を著作権者が受け取る権利＞をいう。内容は施行する国によって異なるが、作家の三田誠広氏をはじめとする日本文芸家協会が求めているイギリス方式では、国が基金を設け、公立図書館の貸出を対象としている。つまり、この方式では大学図書館は対象外となっている。方法としては、図書館での貸出冊数を年毎に著作権者毎に集計し、集計結果に応じて、基金から著作権者に補償金を分配するものである。

著作権団体のこのような動きの背景として、公共図書館におけるベストセラー本の複本大量購入があり（＝逸失利益論）著作権者、出版社側が看過できない問題として捉えていることがある。公貸権に代わる制度・方式については、「アンケートの結果について」の項目の中で触れていきたい。

公貸権と著作権法

諸外国では、ドイツ・オランダ・オーストリアを除き、著作権法とは別に公貸権の制度が定められているが、わが国では、これまでのところ、著作権法を改正すべきとの主張や検討がなされている。そこで、特に議論の対象となっている著作権法について言及する。

1984年、貸しレコードの問題をきっかけとして、著作権法の改正により、「貸与権」が創設された。これにより著作物を公に貸与するには著作権者の許諾が必要となった。これが著作権法第26条（以下「法26条」のように記す）の3である。この際、書籍と雑誌の貸与については、この貸与権を当分の間及ぼさないという措置がとられた。（法附則第4条の2）この措置は、図書館の貸出のみならず、貸本業にも適用されるもので、図書館・貸本業の歴史が考慮され、また零細な貸本業者が本の売上に影響することもないと考えられていた結果であった。

ところが、最近、大手の業者がレンタルブックの事業に参入しはじめ、これに対し、文化庁は著作権法を改正し、「貸与権」を適用する方針を決めた。早ければ2005年から、大手レンタル店は作家や漫画家への著作権料の支払いを義務付けられることとなる見込みである。

法26条とは別に、法38条第4項では、営利を目的とせず、かつ貸与に係わる対価を徴収していない場合には、著作権者の許諾なしに自由に著作物を貸与することができる、とされている。つまり、今のところ、図書館の貸出は、法26条と法38条で二重に保護されていることになる。

現在、映画の著作物については、法38条第5項により、無料の貸与は認める代わりに補償金を支払うこととなっている。2002年12月の文化審議会（著作権分科会法制問題）小委員会（「審議経過報告」）においては、この法38条第5項を拡大し、書籍も非営利・無料の貸出に係わる補償金の対象とするということがあげられた。このとおりに著作権法を改正すると、図書館の購入する本についても、ビデオなどと同じくライブラリー価格が適用されることになる。

このライブラリー価格の導入の代わりに、権利者・図書館側双方から、公貸権を導入し、基金等による補償金の支払いをするべきとの意向が出された。そのため、当面その検討を見守ることになった経緯があったのである。

(貸与権)

第二十六条の三 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

(書籍等の貸与についての経過措置)

附則第四条の二 新法第二十六条の三の規定は、書籍又は雑誌（主として楽譜により構成されているものを除く。）の貸与による場合には、当分の間、適用しない。

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

(中略)

4 公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。

5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるものは、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者（第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

アンケートの結果について

前述した理由により、2003年6月にアンケートを実施した。回答は分科会のメンバー、またはその所属する大学図書館の方に依頼し、15大学から回答があった。

以下、その集計結果について振り返ってみる。

質問は12問設定し、結果を次の8項目にまとめ、解説および分析を加えた。

1. 公貸権の認知度について
2. 図書館の貸出と著作権侵害について
3. 公貸権導入のパターンについて
4. 公貸権のわが国への導入について
5. 公貸権の導入以外の方策について
6. 大学図書館の蔵書構成、収書方針について
7. 大学図書館におけるテキスト類の大量購入について
8. 大学図書館と公貸権について

1. 公貸権の認知度について

問1. 公貸権という言葉について、いつ頃にご存知でしたか。

つい最近・・・・・・・・・・0
 ここ半年くらいの間・・・・・・・・2
ここ1年くらいの間・・・・・・・・12
 1, 2年前から・・・・・・・・2
 数年以上前から・・・・・・・・1
 知らない・・・・・・・・7

問2. 公貸権を何で知りましたか。

テレビ・・・・・・・・1
 新聞・・・・・・・・1
 一般雑誌・・・・・・・・0
 図書館関係雑誌・・・・・・・・5

その他	
具体的な例示なし	1
著作権講習会	2
図書館関係の研修会	1
本研究分科会	6
知人	1
当アンケート	5

問3. 貴大学において、公貸権が話題にのぼることはありますか。

はい	1
いいえ	22

図書館の複本の大量購入に対する問題提起は、津野海太郎氏「市民図書館という理想のゆくえ」(『図書館雑誌』92巻5号)がきっかけとされている。その後、作家や著作権者らの意見表明が相次いだ。2002年に入ると、2月には日本ペンクラブ言論表現委員会が公共図書館354件へのアンケートを実施、6月には、日本文藝家協会からは文化庁に対し公貸権導入の要望書が提出され、2003年1月の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会審議経過報告において、図書館資料の貸出について補償金を課すように法改正することが適当であるとされるなど、かなり具体的な動きが見られた。(註4)このような状況において、ここ1、2年の間に、公貸権の問題は以前より注目されるようになったと思われる。

しかしながら、知らないとする回答も多く、また、大学においてはほとんど話題にも登ってこないようである。大学図書館にとっては、まだまだ縁のない問題と考えられているようだ。

2. 図書館の貸出と著作権侵害について

問4. 公共図書館における、大量の複本の貸出が著作権者の権利を侵害しているとの見方があります。このことについて、どう思われますか。(複数回答可)

ベストセラーに限らず、図書館の貸出は、著作権者の権利を侵害していると思う。	3
ベストセラーの大量の複本の貸出は、著作権者の権利を侵害していると思う。	10
貸出数全体からみれば、ベストセラーの割合は小さく、問題にするほどではないと思う。	4
図書館で借りることができないからといって、利用者が自分で本を買うとは限らないと思う。	8
その他	8

- ・図書館で購入することにより、利益を得ている著作権者もいるのではないのでしょうか。すべてを一括りにして考えるのはどうかと思います。
- ・発売されてから一定の期間を経た新刊書の大量の複本は、著作権者の権利を侵害しているといえるかもしれない。
- ・著作者、出版社側の行きすぎた権利の主張は、国民の知る権利を妨げる恐れがある。
- ・公共図書館の大量の複本は問題があるかもしれない。だが、大量の複本の貸出しによる売上の減少がどの程度のものであるかを十分に検証した上で慎重に対応すべきと思う。
- ・著作者は、著作権等は他の事で、十分利益を得ているのではないか。
- ・図書館だけでなく、古本屋の存在もあるのでは？個人的には、回転の速いコミックや文庫本などは、古本屋に出るのをまつようにしている。
- ・図書館の機能を充分検討・理解してもらう努力が必要。大量複本の再検討もその中で図書館が進んで考えるべき。
- ・現在自分が知っているかぎりの情報では、どちらともいえないと思う。公共サービスによる制限(保証)と私的権利の保証(制限)のバランスだと思うが。

図書館は、利用者に本との出会いの場を提供しており、読者層の拡大に貢献しているという考え方がある。利用者の要求にできるだけ応えられるよう、複本を購入するのも、国民の知る権利を保障する図書館の役割であり、求める人の少ない図書は県立図書館等でバックアップすればよいという意見もある。大量購入されたベストセラーは、やがて大量の

廃棄図書につながり予算が無駄になるという意見もあるが、これに対し、誰にも読まれない本があっても予算の無駄には変わりなく、多くの人に読まれるほうがよいのだとする意見もある。

アンケートでは、図書館で借りることができないからといって、利用者が自分で本を買うとは限らないとする意見が多く寄せられた。反対に、図書館で読んでみて購入を決めるという場合もあるであろう。また、図書館で購入することにより、利益を得ている著作者もあるのではないかと意見もあった。実際に、全国の図書館が購入することで、支えられている出版社・著作者もあるはずである。

このことについて、権利者側では、図書館の貸出により、本の売上が減るということが、たとえなかったとしても、多くの人が無料で情報を得ているという事実はあるのだから、やはりなんらかの補償は必要だと指摘している。

いずれにせよ、アンケートにもあるように、もし複本が大量にあるのであれば、全く問題がないとは言いきれないと考えられる。図書館の貸出と本の売上の減少の因果関係については、以前から実態調査を行って検証するべきであると指摘されており、これまでも分析が試みられたり、意見が表明されたり、あるいはテレビ番組に取り上げられたりしてきた（註5）が、双方の立場から充分納得の得られた結論は出されていなかった。このような状況を受けて、2003年7月に日本図書館協会、日本書籍出版協会により「公立図書館貸出実態調査」が行われた。この結果に対する分析や評価は今後行われることになるが、この調査結果を議論のための共通基盤として利用するものと権利者側、図書館側双方から認識されている。

3. 公貸権導入のパターンについて

問5. 諸外国では、公貸権といわれる制度にもさまざまなパターンが見られます。わが国に公貸権、またはこれに類する制度がもし導入されるとしたら、どのような形が望ましいと考えられますか。

- ライブラリー価格を導入し、図書館が補償金を負担する。 4
 - 利用者が貸出を受ける際、一定金額を支払う。 2
 - 国や地方公共団体が費用を負担し、図書館の購入冊数、蔵書数に応じて補償金額を算出する。 3
 - 国や地方公共団体が費用を負担し、図書館の貸出冊数に応じて補償金額を算出する。 10**
 - その他 3
- ・利用者自治体が半分ずつ負担する。
 - ・公共図書館は、私設は
 - ・どの様な制度を作っても、理想的に機能しない。
 - 真の著作権保護につながる制度の提案が一番。

「国や地方公共団体が費用を負担し、図書館の貸出冊数に応じて補償金額を算出する」が一番の支持を得た。この方法は、イギリス・ドイツ・オーストリア・イスラエルなどで採用されている方法で、より著作権者の損失の実態に近い補償がなされると考えられるが、算出方法が煩雑であること、館内での利用が算出に反映されない等の課題はある。

カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・フィンランド・ノルウェー・デンマークなど多くの国では、蔵書数に基づく算出方法がとられている。（購入冊数による方法は、過去オランダで試行されたことがあるが、現在では例がない。この方法では公貸権の適用以前からの蔵書が算定基準に含まれず、蔵書数や貸出数による方法と比較すると、効果が薄かったのではないかと考えられる。）

なお、実際は、いずれの方法でも、サンプルとなる図書館の貸出数や蔵書数が算出に使用されている。

ライブラリー価格の導入も意外と支持があった。非常にわかりやすい方法ではあるが、図書予算に与える影響はかなり大きいと思われる。

利用者が金銭負担をする方法については、現在のところ諸外国でも例がなく、図書館の存在意義、歴史的背景から考えてかなり難しいことであると思われる。利用者の金銭負担として現実的なのは、レンタルブックである。横浜市中央図書館・指田文夫氏がかねてより貸与権を整備して貸本屋を昭和30年代の頃のように普及させ、公共図書館と役割分担

させるべきだと説いていたが(註6)「公貸権と著作権法」の項でも触れたようにこの分野での法整備が進んでいる。

4. 公貸権のわが国への導入について

問6. 公貸権の、わが国への導入についてどのようにお考えですか。

- 導入すべきであると思う。 1
 - 導入もやむをえないと思う。 6
 - 時期早尚と思われる。 7**
 - 導入には反対である。 4**
 - わからない。 4
 - その他 1
- ・公共図書館については導入もやむをえないのかもしれない。

問7. 問6で導入に賛成または反対の理由は何ですか。(複数回答可)

- 著作権者に対する保護が早急に必要だと思うから。 4
- 自由な貸出を保証するものとして必要だと思うから。 2
- 日本の出版文化を保護するものとして必要だと思うから。 5
- 図書館の貸出と本の売上減少との因果関係ははっきりして**
- いないから。 6**
- 公貸権に費やされる国家等の予算が、図書購入費の低下
- につながることを予想されるから。 2
- 導入されている諸外国との歴史的背景や環境の違いも**
- 踏まえ、慎重に検討すべきだから。 6**
- 著作権者に対する保護に関しては、公貸権以外の制度も
- 考えられるから。 5
- 費用の算出などで図書館業務が煩雑になる可能性も考え
- られるから。 0
- その他 4

- ・現行の著作権社だけでは、違法コピーを取り締まれないので、それを補完する一つ的手段として必要だと思うから。
- ・日本で「大作」が生まれにくい背景に、出版文化や著者、あるいは図書に対する評価が低いからではないかと思う。公貸権を導入したからといって、大きな変化はないだろうが、一助になればと思う。
- ・法第26条の貸与権の規定があるため。
- ・著作権についても日本ではそれほど一般的に整理されていない状況で公貸権についての導入は考えられないと思います。ただ、こういった権利があるということで研究することはとても意義があり、研究することによりまず著作権についての認識が深まっていくと思います。

に対するコメント

- ・著作権者に対する保護は必要だが、図書館の公益性、又は教育機関においては研究者の環境保護も重要であり、著作権者や出版者、書店の主張だけを受け入れるべきではないと考える。

公貸権のわが国への導入は、反対、あるいは時期早尚との意見が、大勢を占めた。議論や検証が不十分なままで公貸権を導入することにはとまどいを感じる状況にあるのではないだろうか。その一方で、著作権者や出版文化に対する何らかの保護も必要であるとの認識から、導入すべき、あるいは、導入もやむなしとの意見もあった。

また諸外国の例では、貸出の補償というより、作家の社会保障(ドイツ、フィンランド、スウェーデン、オランダなど)や自国文化の保護を目的としたものが多くみられる。イギリスでも、一人に交付される金額の上限が100万円と定められており、ベストセラー作家を優遇するという考えではないということがわかる。もし、これらのことに公貸権の導入の主目的を置くのであれば、貸出による権利侵害とは切り離れた議論も必要なのではないかと思われる。

導入されている諸外国とわが国の歴史的背景や環境の違いを踏まえ慎重に検討すべきとの意見も多かった。この例として、よく挙げられるのが、人口に比しての図書館数の少なさ、図書予算の少なさである。

目新しい意見では、公貸権を、図書館内における違法コピーに対する補償という意味をも含ませるといったものがあった。

5. 公貸権の導入以外の方策について

問8. 公貸権の導入以外に、著作権者等の権利を守る方法として、どのようなことが考えられるでしょうか。(複数回答可)

- 複本の購入に一定の制限を設ける。・・・11
- 新刊本について一定の貸出禁止期間を設ける。・・・13
- 蔵書構成を見直すなど、貸出にとらわれない図書館サービスのあり方を再検討する。・・・5
- その他 ・・・5
- ・ 出版後一定期間内だけ使用料を徴収する。著作権者に権利の及ぶ範囲、期間を個別に設定してもらい、標題紙等目立つ所に表記する。
- ・ の新刊本で貸出禁止期間を設けた方が良いと思われるものは、比較的廉価で手に入れる事が容易な文庫、新書類である。
- ・ 実現可能なすべてのケースについて、著作権者と図書館が協議すべきでしょう。補償金は最悪の解決策です。
- ・ よくわかりません。

公貸権の導入以外に著作権者等の権利を守る方法として、「複本の購入に一定の制限を設ける」、「新刊本について一定の貸出禁止期間を設ける」とも、多くの支持があったが、貸出禁止期間を設定し、さらに文庫・新書などの区別まで実施するとすると、現場が混乱することが予想される。また、人気のある本は、順番待ちの利用者が多くなれば、現在でも貸出禁止期間があるのとそれほど変わらないとも言える。

「蔵書構成を見直すなど、貸出にとらわれない図書館サービスのあり方を再検討する」にも、と回答した者からも重複して支持があった。これは、法改正などを経ずに、現状のままでも実施可能な方策といえる。最近では、ビジネス支援などを打ち出した、新しい図書館への期待が寄せられるようになっている。またレファレンスの充実は、慶応義塾大学教授の糸賀雅児氏がよく主張されているもので、住民が「地域の情報拠点」としての図書館を利用することで、これまでは得られなかった情報や生活を手にすることができるようにすること、またそうした情報や政策が図書館側からの主体的な働きかけによってもたらされることを提唱している。(註7)

6. 大学図書館の蔵書構成、収書方針について

問9. 貴大学図書館の蔵書構成についてお教えてください。分館等で異なる場合は 其他欄に記入をお願いします。

- ほとんど学術書、学習用図書のみである。・・・7
- 小説、ノンフィクション、娯楽本なども購入している。・・・10
- その他 ・・・9
- その他では、文学賞受賞作、リクエストによるなど、条件付で小説、ノンフィクション、娯楽本で購入している場合、分館で異なる場合などの回答があった。 問10 参照

問10. 問9で小説、ノンフィクション、娯楽本を購入していると回答された方に伺います。これらの図書は、どのような方針の元に、どの程度複本を購入していますか。またベストセラーの購入状況をお教えてください。

この回答については、いくつかのパターンに集約することとした。なお、同一大学から複数回答があったものは1件として集計した。

- 娯楽本などは、リクエストがあれば購入を検討している。・・・9
- ベストセラーについては、特に考慮をしていない(購入していない)・・・6
- ベストセラーで話題性の高いものは購入している。・・・1
- ベストセラーも購入しているが、複本はなく、大学図書館に似つかわしくないものは購入しない。・・・1
- ノンフィクションはベストセラーや一般に話題性の高いものを購入している。・・・1
- 複本を買うことはない。・・・9
- 複本購入には制限がある。対象が限られる(文学全集の一部のみなど)・・・3
- 複本は利用状況に応じて購入する。・・・1
- 有名な文学賞を受賞したものは購入している。・・・3
- 新聞の書評で評者の書名入りで掲載された作品を購入する。・・・1
- 限られた数種類の文庫・新書を継続で全点購入している。・・・2
- 比較的文学的・学術的な小説・ノンフィクションを購入している。・・・1
- 本学出身者の著書は購入している。・・・2
- ハウツー物、小説などを購入する場合もある。・・・1

大学図書館は、公共図書館と違い、教育・研究支援という役割に沿った蔵書構成となっているはずである。ベストセラーであるとの理由だけで本を購入することはなく、小説、ノンフィクション、娯楽本を積極的に購入しているという例もなく、文学賞受賞作品、特定の文庫を全点継続で購入している、またリクエストのあったものを購入するというように、なんらかの規則や理由に基づいての購入となっている。それらについて、複本もほとんど購入されていないようだ。公貸権導入の主目的が「ベストセラーの大量の複本の購入・貸出に対する補償」ということであれば、大学図書館は対象外となるだろう。

7. 大学図書館におけるテキスト類の大量購入について

問11. 学習用の図書、例えばテキスト類などで、大量購入が問題になるようなケースはありますか。

ある・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

ない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

「ある」との回答に寄せられたコメント

- ・ 教員からの要請で同一資料を大量購入したことがある。
- ・ 教員の指定図書については、1タイトルにつき5冊まで、と制限を設けている。以前、10冊くらいのセット物を1タイトルとして、それを数セット購入した教員がおり、少々問題となったことがある（規定上、5セット購入できることになり、全部で50冊になってしまう。配架上も問題あり）。
- ・ 教員の指示で、同一のテキストを購入することもある。
- ・ 教員が講義の参考資料として図書館に購入依頼をするときに冊数を指定してくることがある。

「ない」との回答に寄せられたコメント

- ・ 複本は購入しない方針です。
- ・ 原則、複本は購入しないことになっている。
- ・ 図書の種類に限らず、複本は購入しない方針なので問題はない。
- ・ 複本はほとんどないため、問題にならない。
- ・ すべての資料について、各図書館（3館体制）最大2冊、計6冊までの規則があるので問題になったことはない。
- ・ 使用頻度の高い研究・学習用図書については、1冊から4冊程度の複本を購入する場合もあるが、大量購入はしていない。テキスト類などは、個人で購入する事を勧めている。
- ・ 教員の指定図書制度により、同一タイトルの資料を複数購入する例はあるが、今のところ特に問題になってない。
- ・ 通常は3～5冊程度まで、多い場合は10冊を限度として教員の要望に応じて購入するが、特に問題になったことはない。
- ・ 分館では複数の教員が学習研究用に複本の購入を指示しているが、寄贈も多い。

大学図書館においては、小説・娯楽本、ベストセラー本などより、むしろ学習用の図書、例えばテキスト類などで、大量購入が問題になるようなケースがあるのではないかということからこの設問を設けた。

複本は原則として購入しない、あるいは制限を設けており、問題は生じないとの回答が多かったが、教員からの指示で大量購入をせざるをえないといった例も見られた。ただ、テキストの著者が教員自身であることも多いと思われるし、著者自身の寄贈であったりする場合もある。

また、今後、大学が専門大学院の設立により、司法試験や、公認会計士などの資格試験の予備校化をすることにより、テキスト類、問題集などを大量購入するような事態が発生するのではという指摘もあった。

8. 大学図書館と公貸権について

問12. 大学図書館は、公共図書館とは役割も蔵書構成も異なり、海外では大学図書館は公貸権の対象となっていない場合も見受けられます。

もし、わが国に公貸権が導入された場合、大学図書館もその対象とするべきだと思われませんか。

大学図書館は、公貸権の対象とするべきではない。・・・・・・・・・・20

大学図書館も、公貸権の対象とするべきだ。・・・・・・・・・・50

わからない。・・・・・・・・・・5

「大学図書館は、公貸権の対象とするべきではない」に寄せられたコメント

- ・大学図書館は公共図書館のような購入の仕方をしていないのではないかと思います。
- ・大学図書館の場合は、利用対象者が公共に比べて限られているし、ベストセラーの大量購入の問題から議論になった今回の公貸権導入問題と同一の場で語られるのはおかしい。
- ・大学図書館は奉仕対象者のニーズが特化していることもあり、ベストセラー等を大量に買い入れるような事例は今後も問題がおきるほど現出するとは考えにくい。したがってその状況下で大学図書館まで公貸権の網をかぶせるのは、利益があると思えない。
- ・複本を購入していないところがほとんどであり、それほど権利を侵害しているとは思わない。一般的には購入を見合わせてしまうような専門書でも、購入しているので、出版界の活性化に役かっていると思われる。
- ・大学図書館の蔵書は売れ行きが良いわけでない類の学術書が中心であり、大学図書館に蔵書されているから読者をつかめる場合もあるだろう。
- ・大学図書館の図書は、学習・研究用として、例外を認めるべきだ。
- ・大学図書館は、あくまで学習・研究目的であり、公貸権の対象とはならないのではないか。
- ・大学図書館の蔵書の中心は学術書であるため、著作権側の権利の侵害をしているとは考えにくい。
- ・大学図書館の蔵書は、原則として研究調査用であり、多くの場合、資料の一部を参照するものであるから、例外とすべきである。ベストセラー本は、ほとんど購入しないため、著作権者への権利の侵害は少ないと考えられる。
- ・大学図書館では学術書が蔵書構成の中心で著作権者の権利を侵害するようなケースは少ないと思われることと、学術情報の円満な流通を阻害する一つの要因になりかねないので、大学図書館は対象とすべきではないのでしょうか？
- ・大学図書館は公共図書館と異なり、ベストセラーを大量に購入することはありえない、と言ってよい。購入する場合も「1冊を学習・研究用として」であるから、公貸権対象からは省いてよいと考える。
- ・大学図書館の蔵書は、あくまで研究・学習用の資料が中心である。また、大学図書館は外部に一般公開しておらず、学内の大学関係者のみに利用の門戸を開いている所が多い。このような状況から、教育・研究に係わる機関である大学図書館は、公貸権の対象としなくても良いのではないか。
- ・研究用に複写する場合は、公貸権に変わる別の名目で使用料を利用者負担で支払うべき。

「わからない」に寄せられたコメント

- ・一般的には、大学図書館の蔵書の中心は、いわゆるベストセラー本の類ではないので、著作権者の権利を著しく侵害しているとは考えられない。しかし、大学が例えば、司法試験や、会計試験の予備校化しているケースでは、その所蔵する大量の複本（テキスト類）も公貸権の対象とするべきと思われる。大学の蔵書構成によると思われる。
- ・現在自分が知っているかぎりの情報では、どちらともいえないと思う。ただし、図書館という括りにせず、慎重に検討すべきだと思う。

大学図書館も公貸権の対象とするべきであろうか。もしも、わが国で、大学図書館が公貸権の対象となった場合、具体的にどのような影響が出るのかは定かでないが、金銭的、人的負担が生じる可能性も全くないわけではない。

アンケートでは、大学図書館も公貸権の対象とするべきだ、との回答はみられなかった。その理由として、教育・研究環境の保護が優先されるべき、学術情報を広く迅速に流通させる必要があり、学習・研究目的のものは例外が認められるべき、利用者が限定されている、蔵書構成の特徴からも、著作権者の権利を著しく侵害しているとはいえず、公貸権の対象にはなじまないとする意見が多く寄せられた。また、大学図書館による購入で流通を支えられている学術書もあるという見方もあるようだ。

また、これからの大学図書館は、データベースや電子ジャーナルへのアクセス・ポイントとしての機能が重視されるという見方もあり、そのような貸出以外の部分に重点を置いた特色を打ち出せば、なおさら公貸権の対象とは考えにくくなるのではないだろうか。

諸外国でも、公貸権が適用される図書館は、大半が公共図書館であり、学校図書館や大学図書館を含むのは、スウェーデン、カナダ、ドイツなど少数である。

(ちなみに、カナダでは、算出のサンプルをより正確にするために大学図書館等も対象にしているとのことであり、ドイツでは、公貸権が著作権法の中で規定されているため、著作物全てが対象となっている、というのが理由のようだが、いずれにしても大学図書館の金銭的、人的負担は起きていないようである。)

ただ、学術書・専門書も、貸出・コピーが売上に影響する可能性は同様であり、問11でみられたようなテキスト類の複本の大量購入にまつわる問題が今後発生することも考えられる。

おわりに

公貸権に関しては、権利者側、図書館側、どちらの主張にも理解できる部分があり、この研究を通じてその導入の可否について確固たる結論を得るにはいたらなかった。結局、公貸権にまつわる問題は、利用者の要求と著作権者の利益とのバランスの問題であろうと思われる。その意味で、双方の利益を損ねることのないようなきめ細かい議論が必要とされるであろう。

大学図書館は教育研究機関として公貸権とどう係わってゆくのか、関係者も議論の行方に注意すべきであろう。また、その議論の中で問われている公共図書館のあり方や蔵書構成などの問題を、大学図書館にあてはめて考えてみることも意義があるものと思われる。

(この論文は2003年12月の研究発表会までにまとめた内容に基づいて作成されています。なお、アンケートにご協力いただいた各大学図書館の方々、助言をいただいた分科会の他の研究グループメンバー、そしてアドバイスをいただきました加藤好郎氏には厚くお礼申し上げます。)

註

- 1) 南亮一「『公貸権』に関する考察」『現代の図書館』40(4):2002, pp.215 - 231
前田章夫「公共貸出権(Public Lending Right)について」『図書館界』54(2):2002.7, pp.58-65
- 2) 文化庁 <http://www.bunka.go.jp/>
日本文藝家協会 <http://www.bungeika.or.jp/>
PUBLIC LENDING RIGHT UK <http://www.plr.uk.com/>
(PUBLIC LENDING RIGHT INTERNATIONAL NETWORK から各国のウェブサイトへリンクしている。
<http://www.plrinternational.com/enhancedindex.htm>)
土屋俊 国公立大学図書館協力委員会シンポジウム「大学図書館と著作権」2002.10.11 発表資料
http://cogsci.l.chiba-u.ac.jp/~tutiya/Talks/101002kokkoosi_sympo.pdf
- 3) 神奈川県図書館協会職員研修会「著作権 - 検討の現状と今後の課題 - 」2002.12.4
(配付資料: 糸賀雅児「図書館政策としての著作権問題」、南亮一「公貸権と補償金について - 論点と諸外国の状況 - 」)
第4回図書館総合展フォーラム「どうする? 作家・図書館・公貸権」2002.11.2
(配付資料: 「どうする? 作家・図書館・公貸権」= 根本彰「公立図書館におけるベストセラーの貸出状況について」ほかを掲載)
(社)日本図書館協会主催著作権セミナー「最近の著作権法改正及び協議の動向 公貸権と上映権を中心に」2003.5.17
(配付資料: 酒川玲子「図書館と著作権法 - 法改正の経過と問題点」、南亮一「著作権法の観点からの解説」、糸賀雅児「図書館における著作権問題の審議への疑問」、(社)日本図書館協会「著作権の利用制限の見直しをめぐる状況について」2002.10 「日本図書館協会2001年度第1回評議委員会議事録」抜粋 ほか)
日本ペンクラブ言論表現委員会シンポジウム「作家・読者・図書館 公貸権を考える」2003.11.8
(配付資料: 「作家・読者・図書館 - 公貸権を考える - 」糸賀雅児「作家と図書館は連帯して知的立国を」、西野一夫「私の主張 - 出版文化と図書館の関係について」ほかを掲載)
- 4) 津野海太郎「市民図書館という理想のゆくえ」『図書館雑誌』92(5):1998.5, pp336-338
林望「図書館は『無料貸本屋』か」『文藝春秋』2000.12, pp294-302
楡周平「図書館栄えて物書き減る」『新潮』45 2001.10, pp.116-123
日本ペンクラブ「著作者の権利への理解を求める声明」2001.6.15
日本ペンクラブ言論表現委員会「全国の公共図書館354件へのアンケート」2002.2.25
(http://www.japanpen.or.jp/committee/genron/020225_list01.html)
文化審議会著作権分科会審議経過報告(法制問題小委員会における審議の経過)平成15年1月
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/03081201/017/002.htm)
- 5) 高浪郁子「ベストセラーの購入状況を調べてみました」『みんなの図書館』275:2000.3, pp.18-27
能勢仁「増加一途の図書館貸出冊数 - 書籍販売の伸びおびやかす一要因 - 」『新文化』2353号, 2000.4.20
松岡要「図書館の貸出増加は書籍販売を脅かすのか」『新文化』2355号, 2000.5.11
根本彰「公共図書館の電子化と公共性」『情報の科学と技術』51(7):2001, pp.375-380

- 西野一夫「図書館は出版文化をどう支えるか - 小特集にあたって」『図書館雑誌』95(6):2001.6, pp410-411
- 山本昭和「公立図書館の役割と出版文化の発展」『図書館雑誌』95(6):2001.6, pp412-413
- 手嶋孝典「図書館は『無料貸本屋』か」をめぐって」『図書館雑誌』95(6):2001.6, pp414-415
- 菊池明郎「『無料貸本屋』と言われた図書館へ」『図書館雑誌』95(6):2001.6, pp416-417
- 今村正樹「公共図書館と児童書出版の将来」『図書館雑誌』95(6):2001.6, pp418-419
- 栗原哲也「知の窓口としての図書館へ」『図書館雑誌』95(6):2001.6, pp420-421
- 馬場俊明「図書館は出版文化の発展を支えている」『出版ニュース』2001.8/中, pp.6-9
- 千賀正之「図書館の同一著作大量購入問題を考える」『図書館雑誌』95(10):2001.10, pp802-805
- 「読書週間世論調査」『読売新聞』2001.11.3
- 田井郁久雄「複本購入の事例分析と複本購入批判の検証」『図書館界』53(6):2002.3, pp.508-524
- 「『貸出』は図書館も出版文化も発展させる」『図書館界』54(6):2003.5, pp260-271
- 常世田良「公共図書館は出版界の敵にあらず」『本とコンピュータ』第2期3号(2002年春号)
- 「『浦安図書館にできること：図書館アイデンティティ』 勁草書房,2003.5
- 山本昭和「複本購入の問題に関する総合的研究」『図書館界』54(1):2002.5, pp.2-9
- 「出版社11社の会公共図書館アンケート調査結果を報告」『JLAメールマガジン』第115号, 2002.7.24
- 熊田淳美「公共図書館自らの実証的調査の必要 - ベストセラー大量貸出をめぐる論議に寄せて - 」『図書館雑誌』95(9):2002.9, pp689-692
- 石井昂「クローズアップされる貸出し実態」『新文化』第2477号, 2002.11.14
- 三田誠広「図書館が侵す作家の権利」『論座』(2002.12), pp184-191
- 前田章夫「図書館と作家・出版社には共存する義務がある」『論座』(2003.1), pp200-207
- 馬場俊明「<図書館という森>を育てよう」『出版ニュース』2003.1/上・中, pp10-14
- NHK総合テレビ「クローズアップ現代 - ベストセラーをめぐる攻防-作家VS図書館-」2002.11.7 放映
- 松岡要「NHK『クローズアップ現代 - ベストセラーをめぐる攻防』の取材について」『図書館雑誌』97(1):2003.1, p.6
- 町田市立図書館「NHK番組『クローズアップ現代』への見解」『出版ニュース』2003.2/上, pp10-16
- 手嶋孝典「クローズアップ現代ベストセラーをめぐるNHKとの攻防」『図書館雑誌』97(3):2003.3, pp.188-189
- 手嶋孝典「誰のための公共図書館か」『図書館雑誌』97(9):2003.9, pp646-648
- 才津原哲弘「『図書館栄えて物書き減ぶ』とは本当のことか」『図書館雑誌』97(9):2003.9, pp.649-651
- 三田誠広、糸賀雅児「論陣論客『図書館と著作権』」読売新聞2003.9.30
- 三田誠広『図書館への私の提言』(勁草書房2003)
- 田井郁久雄「『図書館への私の提言』への提言」『出版ニュース』2003.11/下, pp6-16
- 佐野真一「だれが『本』を殺すのか」プレジデント社

- 6) 指田文夫「貸与権を整備してレンタル・ブックを - 無料化貸本屋問題を解決するために - 」『出版ニュース』2002.11/下, pp6-9
- 「『レンタルブック制を提唱』」『神奈川新聞』2003.7.21
- 「『貸与権』図書館からの極私的見解」『出版ニュース』2003.8/中, pp6-9
- 7) 菅谷明子『未来をつくる図書館 - ニューヨークからの報告』岩波新書
- 糸賀雅児「著作権をめぐる図書館ワーキング・グループ審議の問題点」『図書館雑誌』96(6):2002.6, pp.396-399
- 糸賀雅児「図書館の新たなビジネスモデルで出版市場との共存を」『図書館雑誌』97(9):2003.9, pp638-640
- 北克一「『ビジネス支援図書館』像の論議」『図書館界』54(2):2002.7, p259
- 「討論：『ビジネス支援』で公共図書館を変える」『季刊本とコンピュータ』6,2002冬, pp.142-154

その他参考文献

- 南亮一「公貸権に関する論点」『出版ニュース』2002.7/下, pp.6-9
- 三田誠広「公共貸与権と補償金制度について」『図書館雑誌』97(9):2003.9, pp.641-643
- 馬場俊明「わが国における公貸権をめぐる作家と図書館との闘い - イギリスの実施状況を踏まえて - 」『甲南大学紀要』文学編121, pp50-63
- 寺倉憲一「ドイツの図書館における著作権問題」『現代の図書館』40(4):2002, pp232-247
- 山中伸一「貸与権, 貸出権, 隣接権に関する EC 指令について」『横浜国際経済法学』2(1):1993.12, pp61-106
- 前田章夫「著作権法をめぐる最近の動向」『みんなの図書館』308:2002.12, pp.20-26
- JLA 著作権問題委員会「特集 図書館と著作権法の今日的状況と課題 - 図書館における著作権問題の今日的状況と課題」『図書館雑誌』96(5):2002.5, pp298-301

- 酒川玲子「著作権の権利制限の見直しをめぐる状況」『図書館雑誌』97(1):2003.1, pp48-54
国公立大学図書館協力委員会「大学図書館における著作権法と図書館の今日的課題」『図書館雑誌』
96(5):2002.5, pp302-304
奥村和廣「公共図書館の現場と著作権法の今日的課題」『図書館雑誌』96(5):2002.5, pp308-309
前川芳久「図書館のこれまでの著作権論議と補償金に関わる二つの論点について」『図書館雑誌』
96(6):2002.6, pp404-406
田村英彰「CA1239 公共図書館の有料化に関する世論調査」『カレントアウェアネス』234:1999.2,
pp5-7
宮本孝正「CA1351 貸出の有料化について - フランス公共図書館の場合 - 」『カレントアウェアネス』
255:2000.11, pp4-5
「新古書店、まんが喫茶に反旗」『新文化』2355号, 2000.5.11
「揺れる図書館-上・中・下」『読売新聞』2002.11.18-20
「貸本屋からも著作権料」『読売新聞夕刊』2003.9.30